

名古屋市男女平等参画 基本計画 2020（案）

平成 27 年 12 月

名古屋市

目次

I 基本計画の策定にあたって

1	策定の経緯.....	1
2	基本的な考え方.....	1
3	法律等の国の動き.....	3
4	社会の状況等.....	4
5	名古屋市の現状と課題.....	4

II 基本計画の概要

1	基本計画の目標.....	17
2	重点的に取り組む施策・事業.....	18
3	基本計画の推進体制.....	19
4	基本計画の推進管理・評価.....	19
5	基本計画の全体像.....	20

III 目標ごとの方針と事業

目標 1	性別にかかわる人権侵害の解消.....	23
目標 2	男女平等参画推進のための意識変革.....	33
目標 3	方針決定過程への女性の参画.....	38
目標 4	雇用等における男女平等.....	43
目標 5	家庭・地域における男女の自立と平等参画.....	48

※「男女共同参画社会」と「男女平等参画」の表記について

男女共同参画社会 …… 男女共同参画社会基本法に定める、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと

男女平等参画 …… 男女平等参画推進なごや条例に定める、男女共同参画社会の実現のために女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進すること

基本計画の策定にあたって

1 策定の経緯

名古屋市では、男女共同参画社会の実現をめざすため、男女共同参画社会基本法（平成 11 年施行。以下「基本法」という。）に基づく市町村男女共同参画計画として、また、平成 13 年に策定した「男女共同参画プラン 21」を継承する形で、平成 23 年 3 月に「名古屋市男女平等参画基本計画 2015」（以下「基本計画 2015」という。）を策定し、その推進を図ってきました。

基本計画 2015 の計画期間が平成 27 年度で満了することから、平成 27 年 4 月に、名古屋市男女平等参画審議会に対し、男女平等参画の推進に関する基本計画に位置づける、次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問しました。

平成 27 年 11 月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申を踏まえて、「名古屋市男女平等参画基本計画 2020」（以下「基本計画 2020」という。）を策定します。

2 基本的な考え方

(1) 目的及び基本理念

基本計画 2020 は、基本法に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（平成 14 年施行。以下「条例」という。）に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

男女平等参画推進なごや条例に定める 6 つの基本理念（概要）

- (1) 女性と男性の人権を尊重すること
- (2) 企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- (3) 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- (4) 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- (5) 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- (6) 国際的な取組を理解し、協調を図ること

(2) 計画の位置づけ

- ・条例第 8 条において、定めなければならないと規定されている「男女平等参画の推進に関する基本計画」
- ・基本法第 14 条第 3 項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年施行。以下「女性活躍推進法」という。）において、定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」（基本計画 2020 における目標 3 から目標 5）

(3) 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度（5 年間）

(4) 他の計画との関連

国では、平成 28 年度からを計画期間とする「第 4 次男女共同参画基本計画」が平成 27 年 12 月に策定され（予定）、また、愛知県でも、同じく平成 28 年度からを計画期間とする「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）」の策定に向けて、検討がすすめられています。基本計画 2020 は、国や愛知県の内容を踏まえつつ、名古屋市の特性を反映したものです。

さらに、名古屋市の総合計画である「名古屋市総合計画 2018」（平成 30 年度まで）や、以下の個別計画等との整合性を図りながら、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するための施策としてまとめたものです。

- ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）」（案）
(平成 28～32 年度)
- ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015」
(平成 27～31 年度)
- ・「新たなごや人権施策推進プラン」
(平成 22～31 年度)
- ・「第 3 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」
(平成 27～31 年度)
- ・「名古屋市産業振興ビジョン 2020」（案）
(平成 28～32 年度)
- ・「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつらつ長寿プランなごや 2015」
(平成 27～29 年度)
- ・「名古屋市障害者基本計画（第 3 次）」
(平成 26～30 年度)
- ・「名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（案）
(平成 27～31 年度)

3 法律等の国の動き

国では、基本法において、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することが、21世紀のわが国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくための最重要課題と位置づけました。

基本法に基づき、「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12年に初めて策定されて以降、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

近年、女性活躍に向けた動きが広がり、社会全体が変わり始めている状況にあり、平成27年9月には、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける等の女性活躍推進法が成立しました（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。

平成27年12月に策定された（予定）「第4次男女共同参画基本計画」では、効果的な計画の推進を図るため、4つの政策領域「Ⅰあらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ推進体制の整備・強化」が示されています。

また、平成23年3月の東日本大震災発生以降、その経験と教訓から、防災分野における男女共同参画の推進に向けて、災害対策基本法の改正や男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の作成などの取組が図られています。

その他、平成23年以降の関連する主な法律の動きは次のとおりです。

➤次世代育成支援対策推進法

平成23年の改正により従業員101人以上の企業についても仕事と子育ての両立のための「一般事業主行動計画」の策定・届出が義務付けられるとともに、平成26年の改正では、法律の適用される期限が平成37年までと10年間延長されました。

➤育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

平成21年改正の同法律が平成24年に全面施行され、従業員100人以下の事業主に対しても育児のための短時間勤務、所定外労働の免除及び介護休暇制度が義務付けられました。

➤雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

平成25年に施行規則が改正され、間接差別の禁止、性別を理由とする差別事例の追加、セクシュアル・ハラスメント対策が強化されました。

➤配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成26年の改正により、配偶者だけでなく生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の対象となりました。

➤過労死等防止対策法

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を目的として平成26年に施行されました。平成27年には「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が定められ、調査研究や啓発などの取組がすすめられることとなりました。

4 社会の状況等

名古屋市の人口は平成 26 年 10 月 1 日現在で 2,276,590 人となっており、近年は増加傾向ですが、これは他市町村からの転入などの社会増加によるものであり、自然増減では、平成 25 年度より死亡者数が出生数を上回り、人口が自然減少する局面となっています。

さらに、14 歳以下の人口の割合は平成 12 年の 14.0%から平成 26 年には 12.7%と減っている一方で、65 歳以上の人口の割合は平成 12 年の 15.6%から平成 26 年には 23.7%と増えており、少子高齢化がすすむことで、生産年齢人口（15～64 歳人口）が減少傾向にあります。

また、全国においては、1 世帯当たりの人員は高齢世帯など単身世帯の増加などにより平成 12 年の 2.42 人から、平成 27 年には 2.16 人へと減っています。このほか、世帯構造別構成割合では、平成 26 年の国民生活基礎調査において「夫婦と未婚の子のみの世帯」が 29.7%と最も多く、次いで「単独世帯」が 27.1%となっているのに対し、平成 22 年度の名古屋市調査においては、「単独世帯」が 40.7%と最も多く、次いで「夫婦と子ども世帯」が 28.8%となっています。また、「ひとり親と未婚の子のみ世帯」は、全国的にも増加傾向にあります。さらに、国の労働力調査によると、共働き世帯数は平成 26 年に 1,077 万世帯に対して、男性雇用者と無業の妻からなる世帯数は 720 万世帯であり、平成 11 年以来、この差は拡大傾向にあります。

このような社会情勢においては、性別にかかわらず働きたい誰もが働き、働き続けられる職場環境があり、育児、介護その他の家庭生活や地域生活などあらゆる分野において活躍できるようになることはますます重要になってきています。

5 名古屋市の現状と課題

基本計画 2015 では、計画の達成状況を把握するため、5 つの目標に対して 14 の成果指標を設定し、さまざまな事業に取り組んできました。指標の現状値を計画策定時と比較すると、ほとんどの指標が改善し、男女平等参画に関する施策の進展が認められますが、目標値の達成に至っていない指標も多くあり、一層の推進を図っていく必要があります。

基本計画 2015 に掲げる 5 つの目標の現状と課題はそれぞれ次のとおりです。

(1) 男女の人権の尊重

相談事業の状況

男女平等参画推進センターにおいて、「女性のための総合相談」を実施し、女性の人権を守る立場から、女性がさまざまな場面で直面する問題の解決に向けた取組をすすめています。

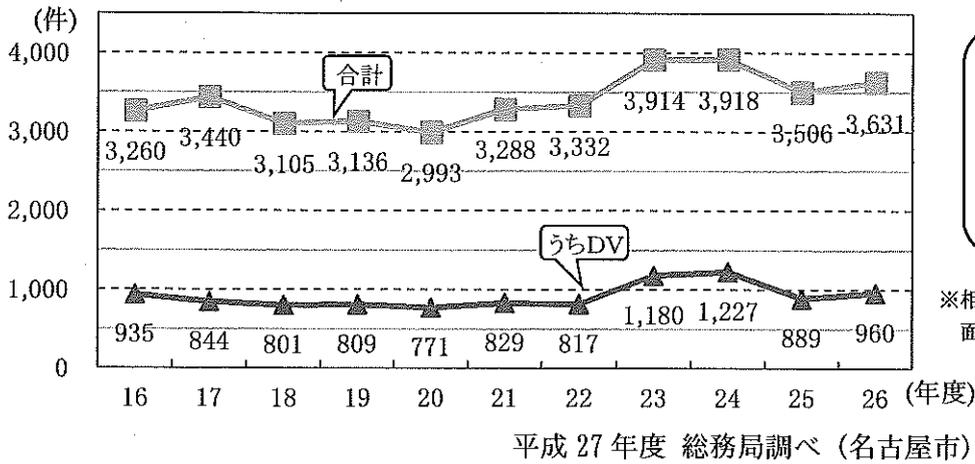
また、配偶者からの暴力¹（以下「DV」という。）被害者への支援の取組として、配偶者暴力相談支援センターと各区の社会福祉事務所において女性福祉相談を実施しています。名古屋市における相談件数は増加傾向にあります。

平成 22 年度から開始した「男性相談」においては、一定の相談ニーズがあり、男性も夫婦や家族等に悩み、生きづらさを感じている実態が見えてきたことから、男性に対する支援の拡充についても課題となっています。

¹ 配偶者からの暴力：

配偶者（女性・男性を問わない。事実婚も元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手を含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

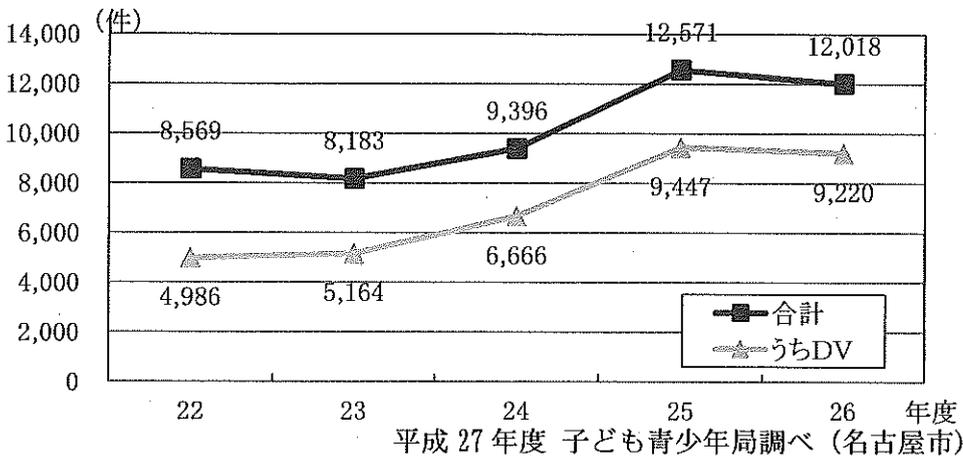
【図表1】女性のための総合相談件数



女性のための総合相談件数は、3,500件前後で推移しています。

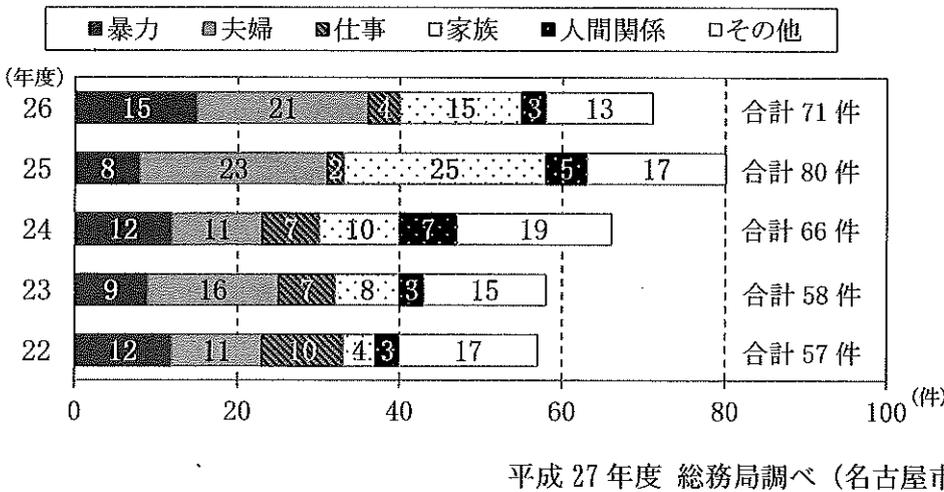
※相談件数は個別相談（電話・面接・専門）の件数

【図表2】女性福祉相談延件数（配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所）



女性福祉相談件数は増加傾向にあります。

【図表3】名古屋市男性相談件数



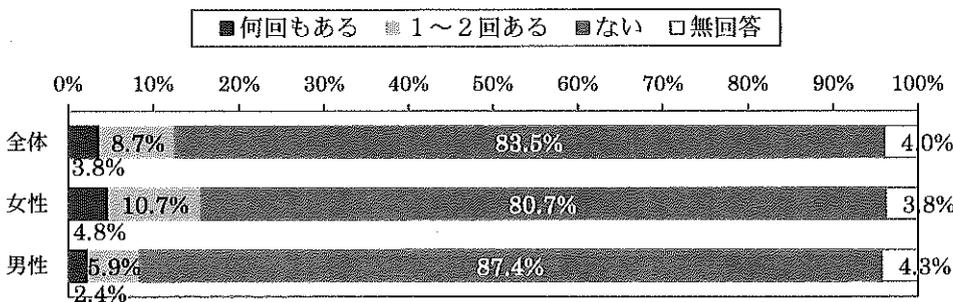
男性相談件数は、少数ながら増加傾向にあります。

配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の被害経験

平成 26 年度の名古屋市調査では、配偶者や交際相手から、殴られたり、けられたりしたという身体的暴力について、女性は 15.5%、男性は 8.3%の被害経験があると回答しました。また、バカなどと傷つく呼び方をされたという精神的暴力については、女性は約 3 人に 1 人 (29.9%)、男性では約 5 人に 1 人 (21.9%) が被害にあったと回答しています。加えて、セクシュアル・ハラスメントについて、性的な言葉や態度などによって、不快な思いをしたと答えた女性が約 4 人に 1 人 (23.6%) いるなど、性別にかかわる人権問題は依然多く発生しています。

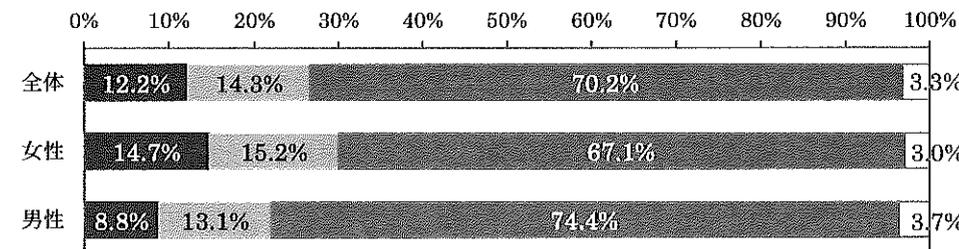
【図表 4】人権にかかわる被害経験（名古屋市）

●配偶者や交際相手から身体的暴力を受けたこと（身体的暴力）



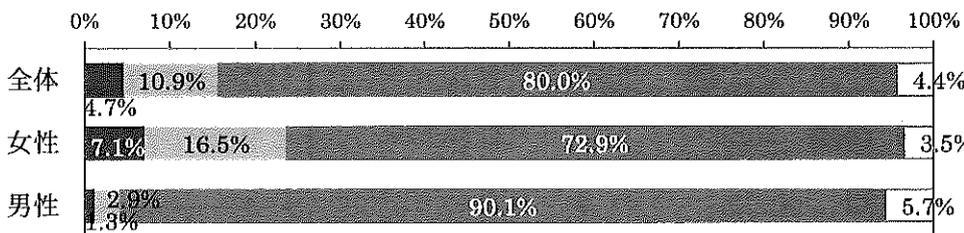
女性の 15.5%、
男性の 8.3%が
被害にあったと回
答しています。

●配偶者や交際相手から暴言を吐かれること（精神的暴力）



女性の 29.9%、
男性の 21.9%が
被害にあったと回
答しています。

●職場や学校などで性的な内容の言葉をかけられるなど不快な思いをしたこと（セクシュアル・ハラスメント）



女性の 23.6%が
被害にあったと回
答しています。

平成 26 年度 第 8 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

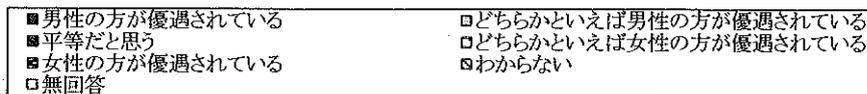
(2) 男女平等・男女の自立のための意識変革

社会全体における男女の地位の平等感

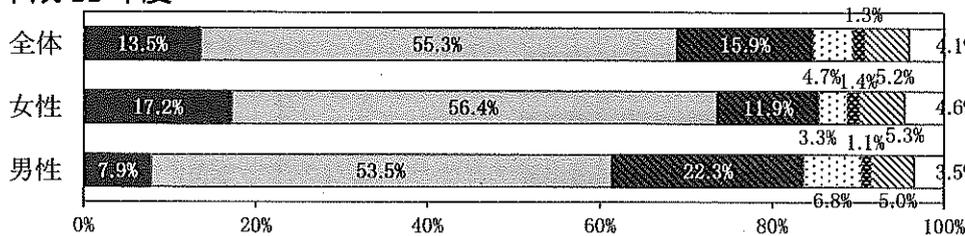
平成 26 年度の名古屋市調査では、男女の地位の平等感について、社会全体として「平等」と感じる人の割合は、平成 22 年度の 15.9%から平成 26 年度は 14.0%と減少しました。この割合は、平成 24 年度に内閣府が実施した世論調査の 24.6%と比べて約 10 ポイント低くなっています。

【図表 5】社会全体における男女の地位の平等感（名古屋市と全国）

●名古屋市

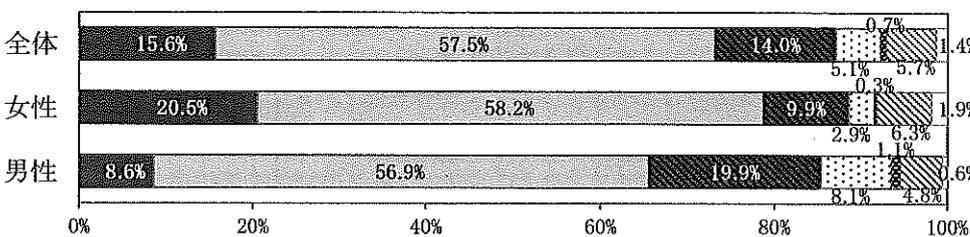


平成 22 年度



平成 22 年度
「平等」と感じる人の
割合は 15.9%

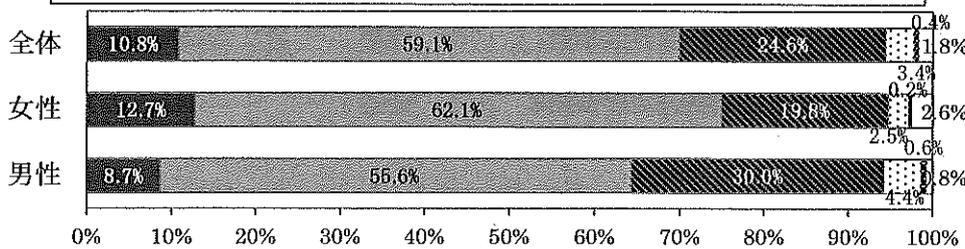
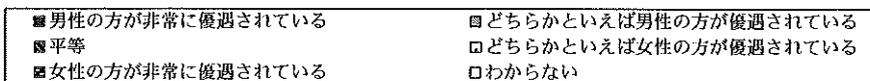
平成 26 年度



平成 26 年度
「平等」と感じる人の
割合は 14.0%

平成 22・26 年度 第 8 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



全国では、
「平等」と感じる人の
割合は 24.6%

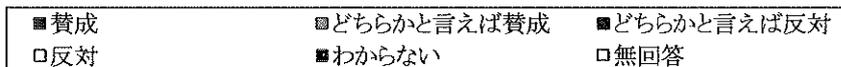
平成 24 年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

固定的な性別役割分担意識

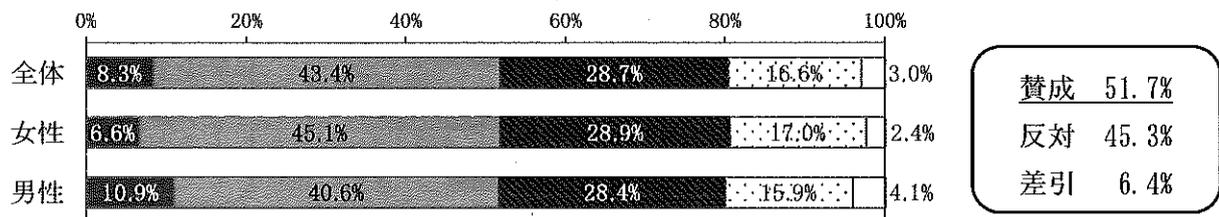
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識に賛成の人の割合は、平成 22 年度の名古屋市調査では賛成 51.7%と反対 45.3%でしたが、平成 26 年度の調査では賛成 46.0%と反対 42.0%となり、その差は縮まったものの、依然として賛成が反対を上回っています。一方、内閣府が実施した世論調査の全国平均では、反対（49.4%）が賛成（44.6%）を若干上回っています。

【図表 6】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見（名古屋市と全国）

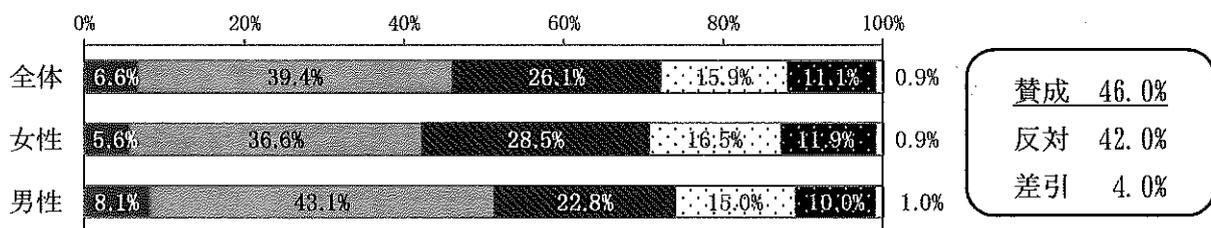
●名古屋市



平成 22 年度

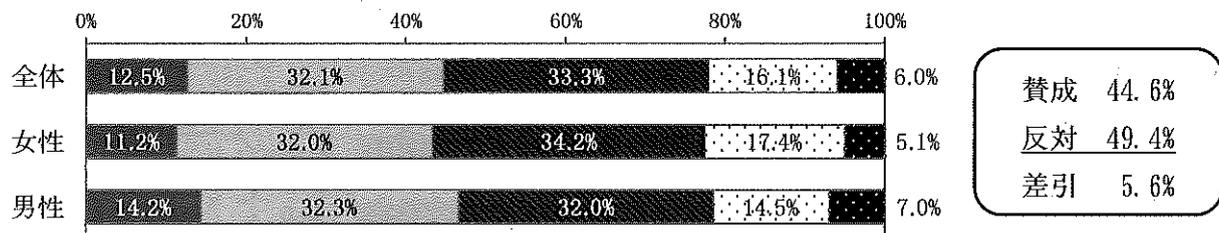


平成 26 年度



平成 22・26 年度 第 8 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



平成 26 年度 女性の活躍推進に関する世論調査（内閣府）

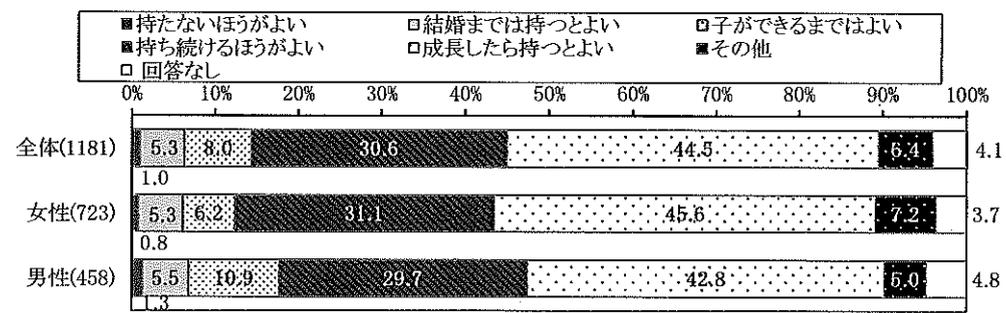
女性が職業を持つことについて

平成 26 年度の名古屋市調査では、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」（再就職型）と答えた人の割合が、全体で 38.8%と最も多くなっていますが、前回調査と比較して男女ともに「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」（継続型）が増加し、再就職型と継続型はほぼ拮抗しています。

一方、全国では継続型が 44.8%、再就職型が 31.5%で継続型が大きく上回っているため、再就職型が多いのは名古屋市の特徴といえます。

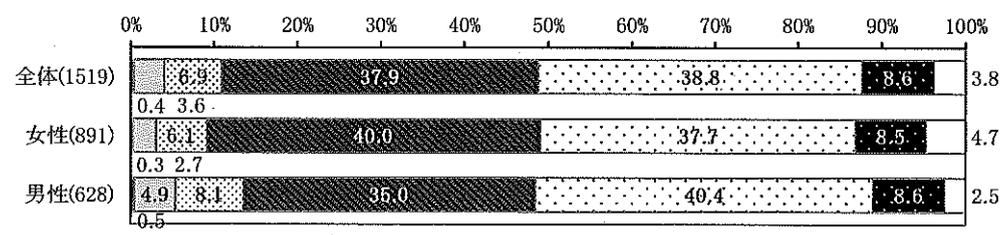
【図表 7】女性が職業を持つことについての考え（名古屋市と全国）

●名古屋市 平成 22 年度



「成長したら持つとよい」（再就職型）が 44.5%と最も多い。

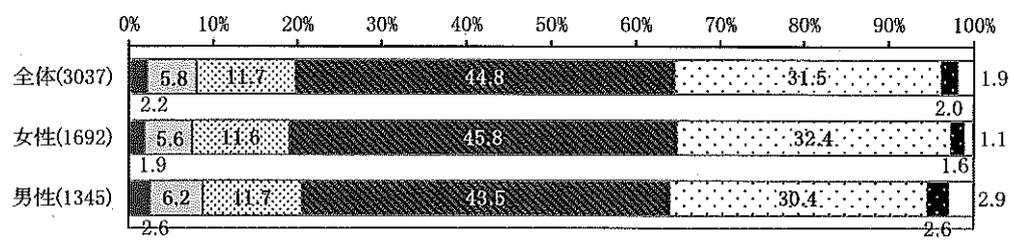
平成 26 年度



再就職型が 38.8%と最も多いが、継続型との差は 0.9%にすぎない。

平成 22・26 年度 第 8 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



「持ち続けるほうがよい」（継続型）が 44.8%と最も多い。

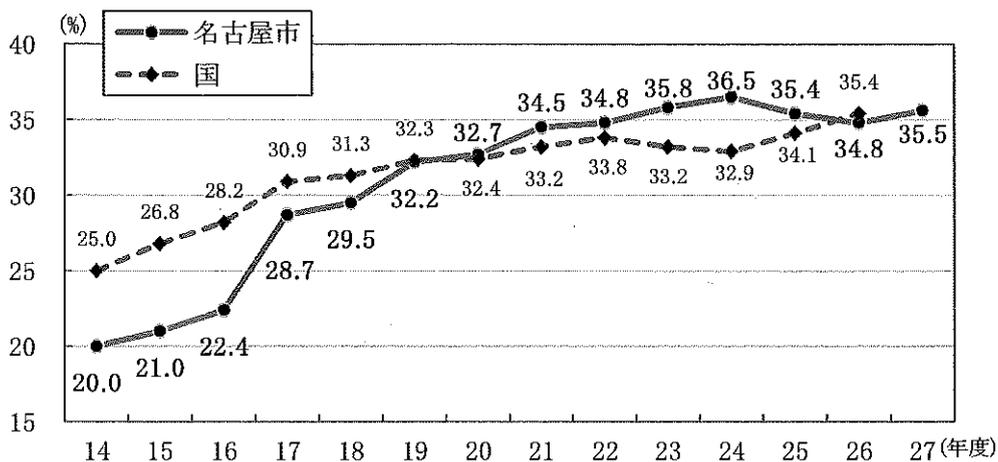
平成 26 年度 女性の活躍推進に関する世論調査（内閣府）

(3) 方針決定過程への女性の参画

審議会等への女性の登用

名古屋市審議会の女性委員の登用は、平成14年度の20.0%から上昇し続け、平成24年度の36.5%をピークに横ばい傾向が続いています。

【図表8】 審議会等への女性の登用状況の推移（名古屋市と国）



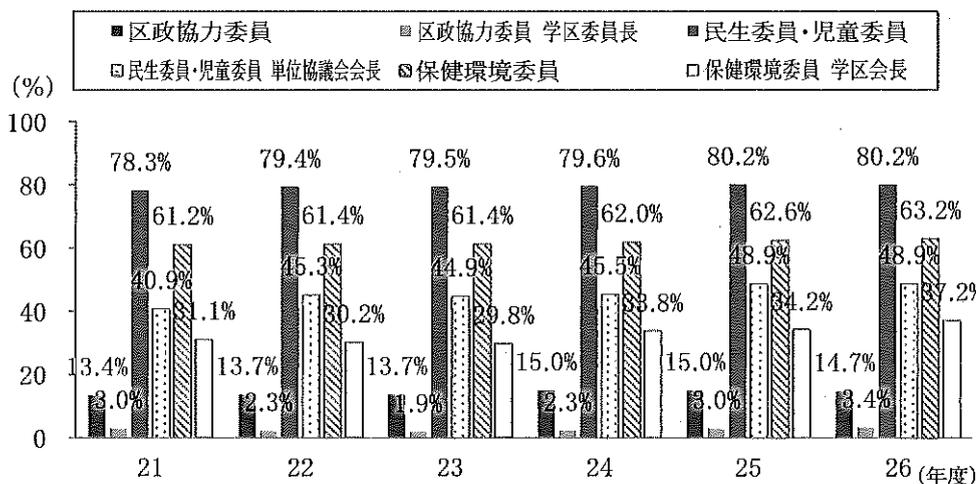
名古屋市は、40%以上60%以下という目標には隔たりがあります。

平成27年度 総務局調べ（名古屋市）

地域活動における方針決定への女性の参画

地域活動における男女の参画の現状をみると、民生委員・児童委員では約80%を、保健環境委員では約60%を女性が占めているのに対し、区政協力委員では女性の占める割合が約15%に留まっています。

【図表9】 地域活動の委員における女性比率（名古屋市）



区政協力委員の女性比率は14.7%、学区委員長に占める女性比率は3.4%に留まっています。

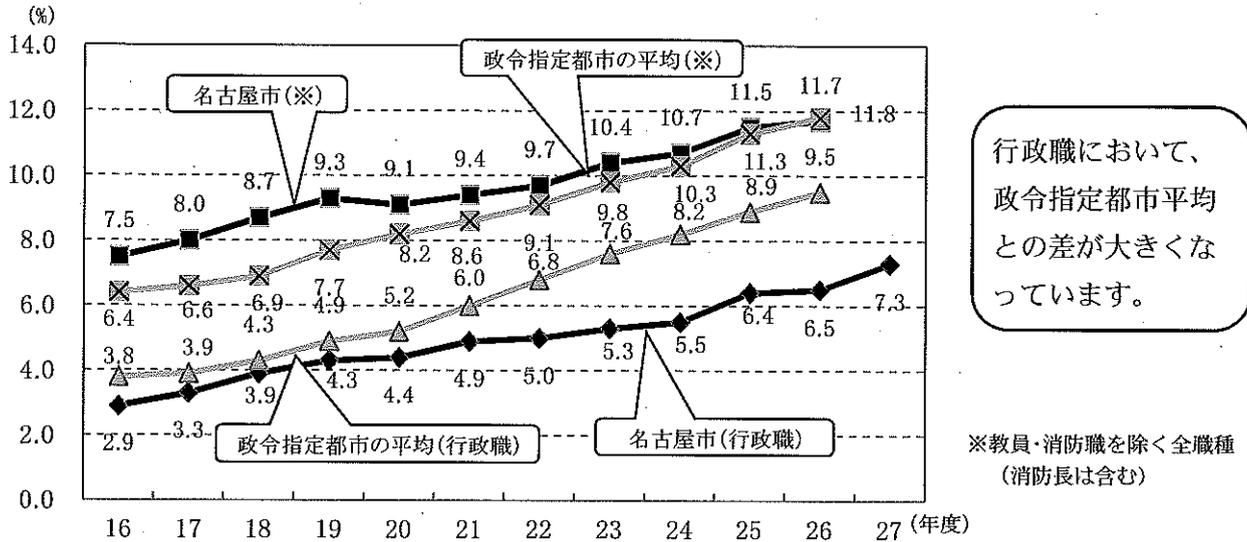
平成27年度 総務局調べ（名古屋市）

市職員における女性管理職

名古屋市の女性管理職員数（行政職）については、基本計画 2015 策定時の 50 人（5.0%）から、平成 27 年 4 月時点において 72 人（7.3%）と増加し、成果指標の目標を達成しています。

しかし、政令指定都市の平均より低いため、さらなる取組が必要です。

【図表 10】市職員における管理職女性比率（名古屋市と政令指定都市）



行政職において、政令指定都市平均との差が大きくなっています。

※教員・消防職を除く全職種（消防長は含む）

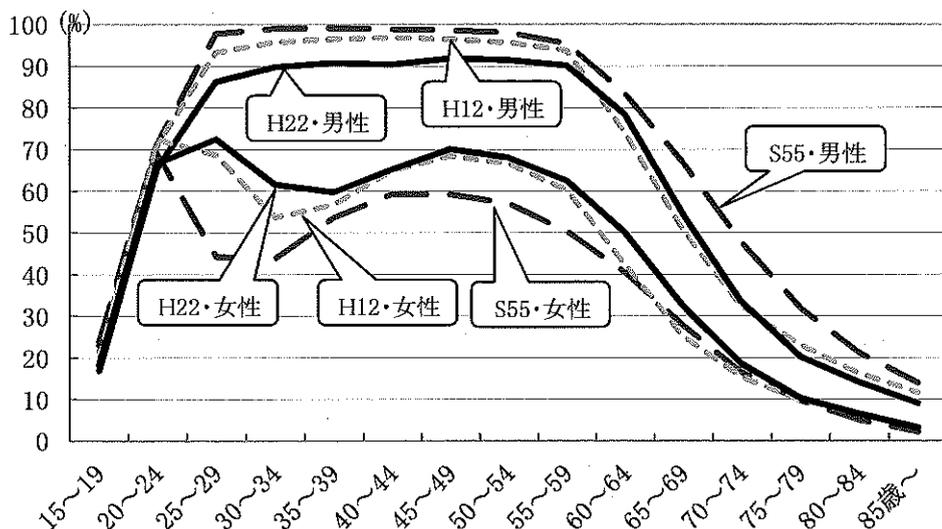
平成 27 年度 総務局調べ（名古屋市）
平成 27 年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ（内閣府）

(4) 雇用等における男女平等

性別・年代別にみた労働力率

女性の労働力率は、出産、子育て期に低下する、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、M字の谷は徐々に小さくなっています。

【図表 11】 男女別、年齢 5 歳階級別労働力率（名古屋市）



男性の労働力率は「台形型」であるのに対して、女性は「M字型」となっています。

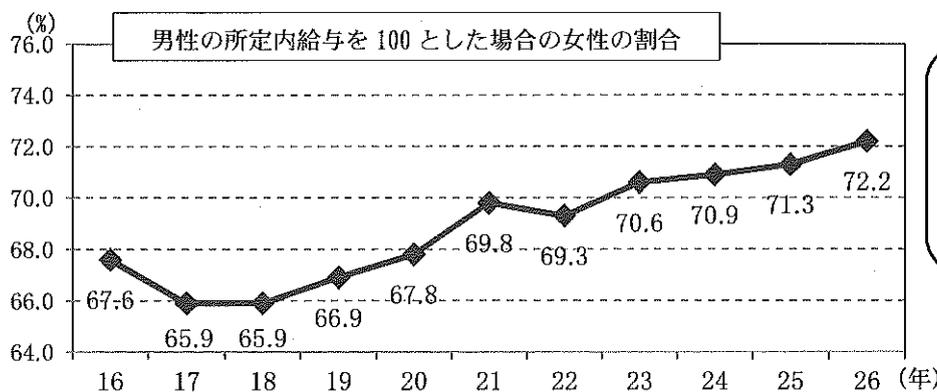
国勢調査(総務省)

男女の賃金格差、就労状況

平成 26 年の国の賃金構造基本統計調査では、男女の賃金格差は大きく、男性一般労働者の給与水準を 100 とした場合、女性一般労働者は 72.2 に留まっている状況です。

また、平成 24 年の名古屋市の就業構造基本調査では、不安定な非正規労働についている割合が、男性の 21.6%に対して、女性は 60.2%と高くなっています。

【図表 12】 男女間所定内給与と格差の推移（全国）

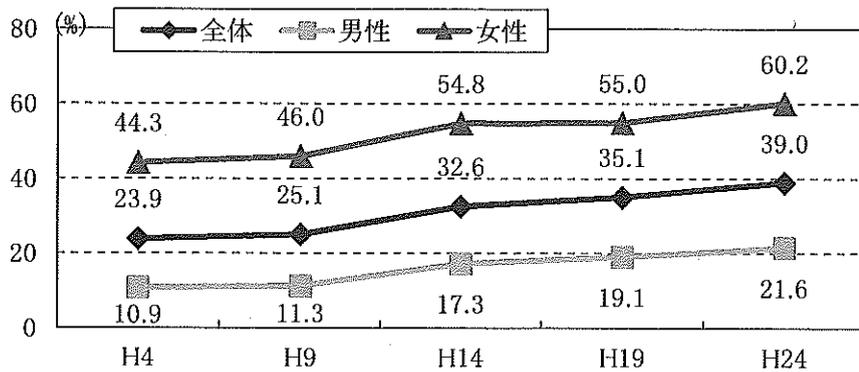


男性の給与水準を 100 とした場合、女性は 72.2 に留まっています。

※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 ※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 ※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を 100 とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

平成 26 年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

【図表 13】男女別非正規就業者割合の推移（名古屋市）



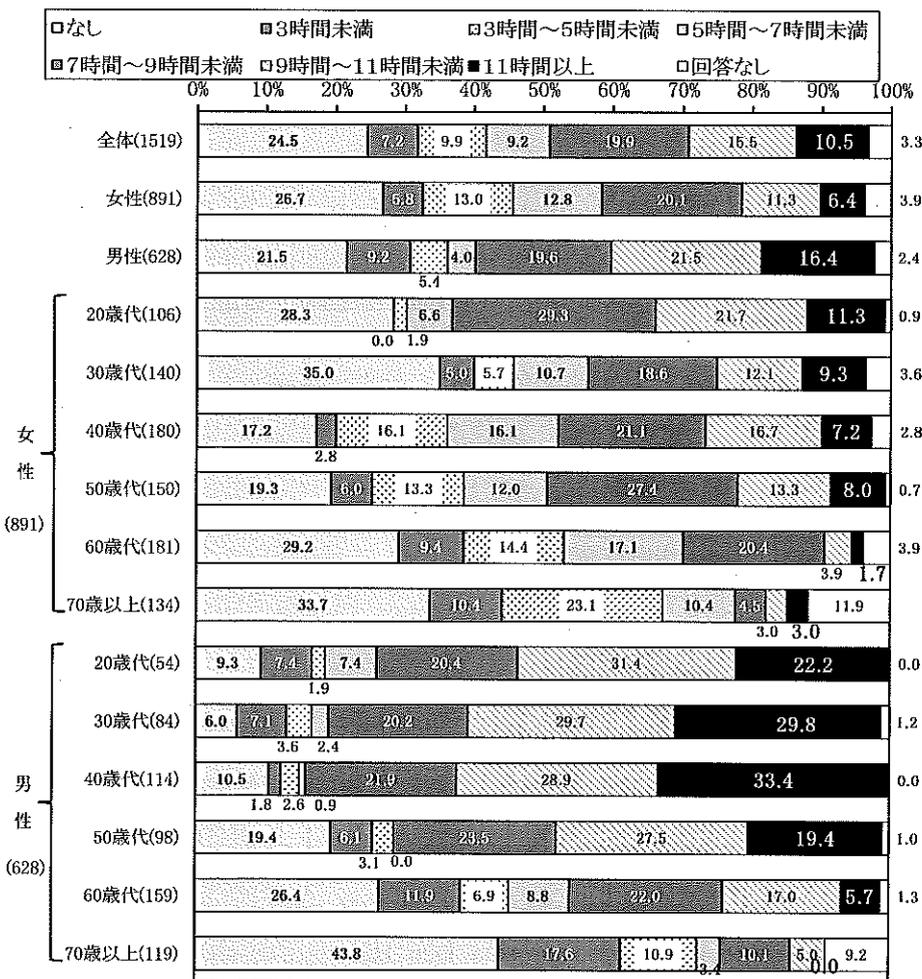
不安定な非正規労働
についている割合は、
女性の方が高くなっ
ています。

平成 24 年 就業構造基本調査 名古屋の就業構造（名古屋市）

1日の労働時間

平成 26 年度の名古屋市調査では、1日当たりの労働時間について、子育て期と思われる 30～40 代の男性で、1日 11 時間以上働いている割合は、平成 22 年度の前回調査から変化がみられず約 30%であり、男性の長時間労働の実態は解消されていません。

【図表 14】1日のうちで仕事に要する時間（名古屋市）



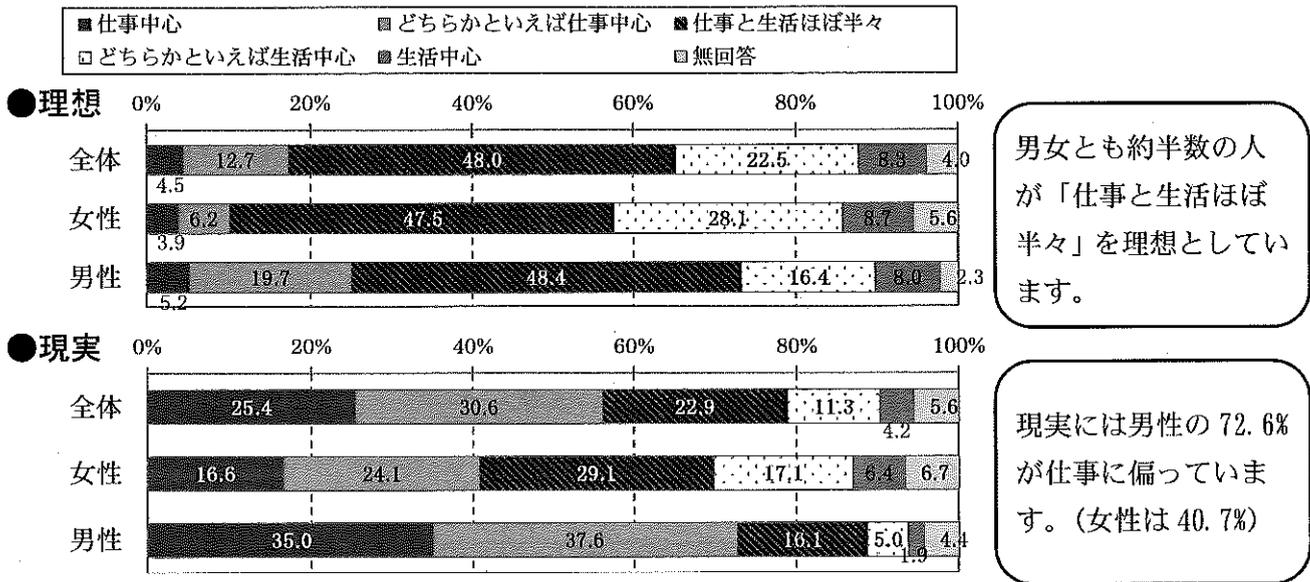
子育て期と思われ
る 30～40 歳代の男
性で、1日 11 時間
以上働いている人
は約 30%います。
(女性は 10%未満)

平成 26 年度 第 8 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

仕事と生活のバランス

平成 26 年度の名古屋市調査では、「仕事と生活の理想と現実」について、男女とも約半数の人が「仕事と生活ほぼ半々」を理想としているにも関わらず、現実には男性の 72.6%が仕事に偏っています。

【図表 15】仕事と生活の理想と現実（名古屋市）

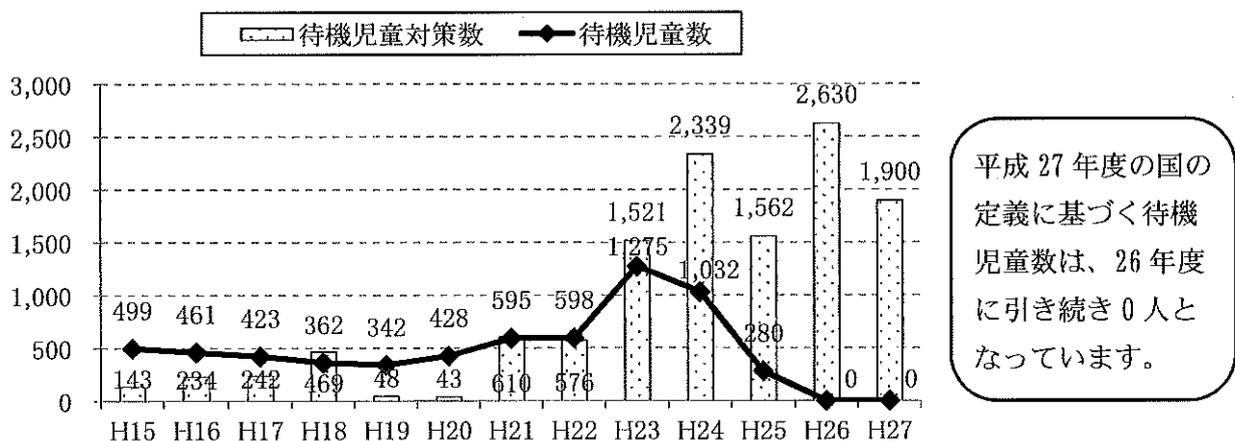


平成 26 年度 第 8 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

保育所等入所待機児童対策

子育て支援については、平成 26 年 4 月に国の定義による待機児童数が名古屋市では解消されるなど、男女が安心して働きつづけるための保育サービスの拡充がすすめられているものの、潜在的かつ多様な保育ニーズは存在しており、その対応が求められています。

【図表 16】保育所等入所待機児童対策（名古屋市）



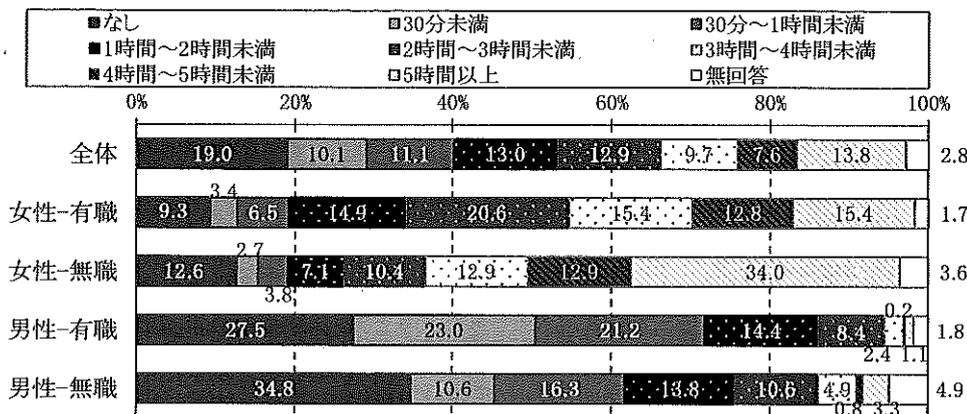
平成 27 年度 子ども青少年局調べ（名古屋市）

(5) 家庭・地域における男女の自立と平等参画

家事等の時間

平成 26 年度の名古屋市調査では、平日の家事に要する時間について、有職女性は「2 時間～3 時間未満 (20.6%)」が最も多いのに対し、有職男性では「なし (27.5%)」が最も多く、1 時間未満の男性は 71.7%と、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回りその差が広がる中で、夫婦間における家事の分担は依然として女性に偏っています。

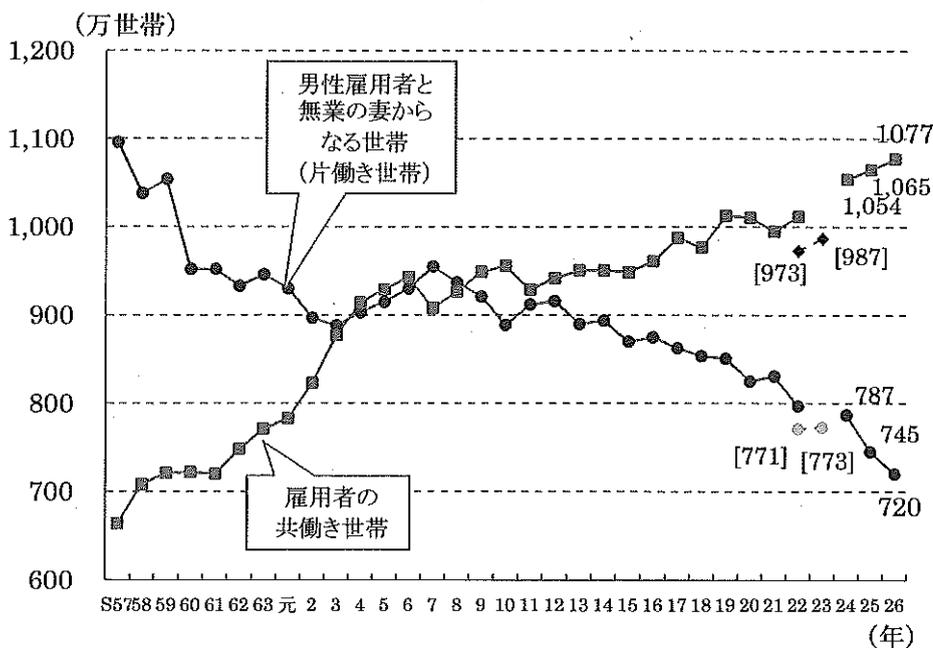
【図表 17】 平日家事に要する時間 (名古屋市)



前回調査から変わらず、家事の負担は女性に偏っています。

平成 26 年度 第 8 回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

【図表 18】 共働き世帯数の推移 (全国)



「共働きの世帯」は「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を大きく上回り、平成 26 年で 1,077 万世帯です。

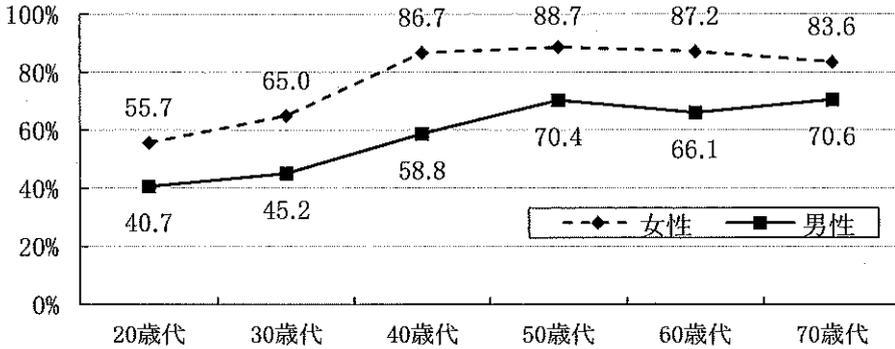
平成 27 年版 男女共同参画白書 (内閣府)

1. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び完全失業者) の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 平成 22 年及び 23 年の [] 内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

地域活動における男女の参加経験

平成 26 年度の名古屋市調査では、地域活動への参加経験について、すべての年代において女性が男性を上回っています。

【図表 19】性別・年代別にみた地域活動への参加経験（名古屋市）



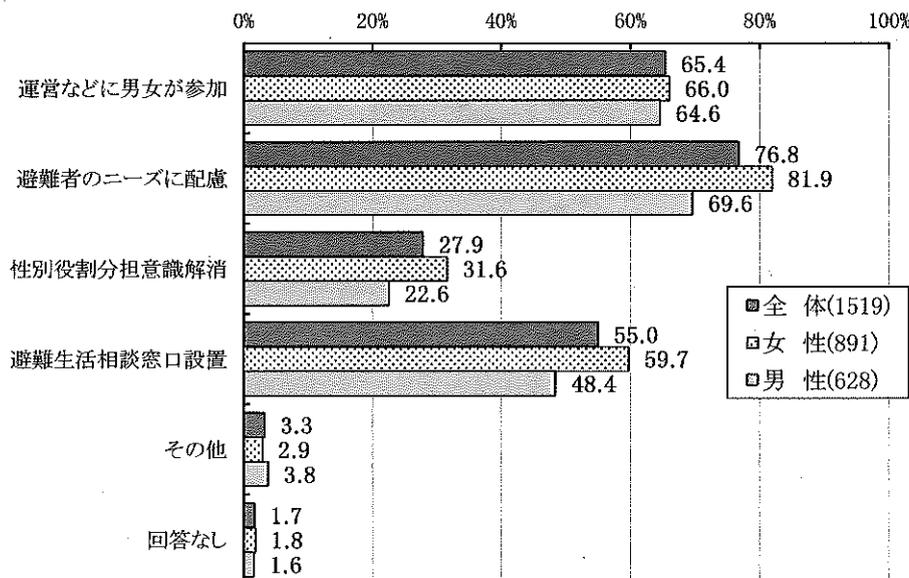
平成 26 年度 第 8 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

地域活動への参加割合は、すべての年代で、女性が男性を上回っています。

災害時の避難所運営で必要なこと

平成 26 年度の名古屋市調査では、地域活動の 1 つである防災活動において、災害時の避難所運営に必要なこととして、運営方針の決定などに男女がともに参加することや、性別によるニーズの違いに配慮することについて、7 割前後の人が必要と考えています。一方で、性別役割分担意識解消の必要性については、全体として 3 割弱の人しか必要と考えていないことが明らかになっています。

【図表 20】災害時の避難所運営で必要なこと



運営方針の決定及び性別によるニーズの違いに配慮することについて、約 7 割の人が必要と考えています。

平成 26 年度 第 8 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

II 基本計画の概要

1 基本計画の目標

名古屋市における男女平等参画に関する現状データや基本計画 2015 の取組状況から、市民全体の性別役割分担意識の変革は大きく進んでおらず、意識変革の遅れがDV被害や労働における男女格差、女性ゆえ男性ゆえの生きづらさを生み出していると思われます。また、さまざまな場面での方針決定過程への女性の参画等は徐々に進んできているものの、対等な関係性の構築には至っていません。そのため、基本計画 2020 においても基本的な方向性として、基本計画 2015 の体系をおおむね継続していくものと考え、基本計画 2020 では次の 5 つの目標とします。

【5 つの目標】

目標 1 性別にかかわる人権侵害の解消

誰もが性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現をめざします

目標 2 男女平等参画推進のための意識変革

男女平等参画について理解される社会の実現をめざします

目標 3 方針決定過程への女性の参画

さまざまな場面での方針決定過程において女性が参画し、活躍できる社会の実現をめざします

目標 4 雇用等における男女平等

男女がともに希望するバランスで働き続けることができる社会の実現をめざします

目標 5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

家庭・地域生活においても、男女がともに自立し、その個性と能力が活かされている社会の実現をめざします

2 重点的に取り組む施策・事業

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、職場や家庭、地域など幅広い分野に及び、さらには、人生のあらゆる場面において必要とされるため、目標や方針ごとに総合的かつ計画的にすすめていく必要があります。

しかし、このように多岐にわたる事業をより効果的に展開するために、近年の社会情勢や名古屋市をとりまく男女平等参画の現状、これまでの取組の進捗状況や施策の横断的な視点等を踏まえ、緊急度や優先度を考慮し、次の施策・事業について特に重点的に取り組みます。

(1) 性別に起因するあらゆる人権侵害の解消に取り組む

依然として発生し続け、多様化・複雑化している暴力や差別など性別に起因するあらゆる人権侵害の解消に向けて、暴力防止意識の普及・啓発や被害者の回復に向けた切れ目のない支援に一層取り組みます。

重点事業：女性のための総合相談 はじめ7事業

(2) 次世代に向けて男女平等参画意識を広く定着させる

男女平等参画に対する理解が次の世代においても定着し続けるために、低年齢の段階から男女平等参画に関する教育や学習に取り組むとともに、男女共同参画週間を活用するなど効果的な啓発活動により市民全体の意識変革をすすめます。

重点事業：男女平等参画に向けた意識啓発事業 はじめ4事業

(3) あらゆる分野における女性の活躍を推進する

働き続けたい女性や再び働き始めようとする女性、地域等で活躍したい女性を支援するため企業や市民への意識啓発に継続して取り組みます。また、名古屋市域全体の女性の活躍推進に向けて、市役所自らが率先して女性の登用や意識醸成に積極的に取り組みます。

重点事業：市職員の管理職等への女性の登用推進 はじめ7事業

(4) ワーク・ライフ・バランスを推進する

男性の仕事中心の生活スタイルと意識を変革するため、企業等に向けたさまざまな啓発や支援に組み、家事や子育て、地域への参画を推進します。

また、男女がともにそれぞれの希望に応じた多様な生き方、働き方が実現できるようにライフステージに対応した子育て、介護支援施策の充実に取り組みます。

重点事業：企業への両立支援に向けた啓発事業 はじめ5事業

3 基本計画の推進体制

(1) 推進体制の強化

男女平等参画施策の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向けた全庁的な取組を図ります。

また、さまざまな分野の市民や団体から構成される「男女平等参画推進会議（イコールなごや）」においても情報交換や連携した取組がすすめられてきましたが、計画の実効性の確保に向けて、市民、事業者、団体等それぞれの主体的かつ積極的な推進とともに、これまで以上に互いの連携体制を強化した取組を重ねていきます。

(2) 拠点施設の機能拡充

男女平等参画施策の推進拠点として、平成 15 年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供・交流事業・講座や相談事業等を総合的に実施しています。平成 26 年度には男女平等参画と女性教育にかかる事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」という共通愛称のもとさまざまな連携した取組を効果的に実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館と連携した実効性ある充実した事業実施に努めるとともに、雇用等の分野における女性の活躍や、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、市の中小企業振興センターなどの関係機関との連携を強化することで拠点機能の拡充を図ります。

4 基本計画の進行管理・評価

(1) 成果指標の設定

計画の推進状況を把握するため、目標ごとに成果指標とその目標値を設け、毎年度、成果指標の達成状況を把握します。

また、掲載事業には現況（計画策定時点の状況）と方向性を掲載し、毎年度、掲載事業の実施状況を把握します。

(2) 年次報告の公表と進捗状況の評価

条例第 9 条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。

あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

(3) 男女平等参画審議会による調査審議

条例第 22 条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。

また、推進施策の実施状況、成果指標の達成状況等について、計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

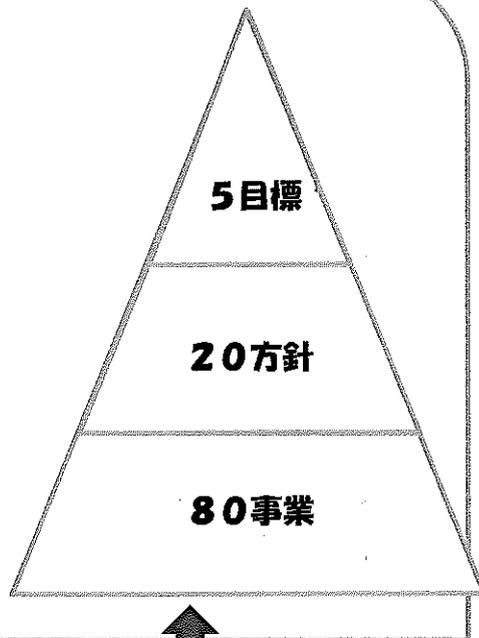
男女共同参画社会の実現

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会
～男女共同参画社会基本法～

男女平等参画基本計画2020

<計画の体系>

- 目標1** 性別にかかわる人権侵害の解消
(6方針、29事業、2成果指標)
- 目標2** 男女平等参画推進のための意識変革
(4方針、14事業、2成果指標)
- 目標3** 方針決定過程への女性の参画
(3方針、8事業、3成果指標)
- 目標4** 雇用等における男女平等
(3方針、17事業、4成果指標)
- 目標5** 家庭・地域における男女の自立と平等参画
(4方針、12事業、2成果指標)



他の関連計画と整合を図る

男女平等参画推進なごや条例

- 名古屋市総合計画 2018
- 配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第3次) (案)
- なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015
- 新なごや人権施策推進プラン 等

男女共同参画社会基本法に定める
「市町村男女共同参画計画」

女性の職業生活における活躍の推進に
関する法律に定める「市町村推進計画」

<重点的に取り組むべき施策・事業>

1

性別に起因するあらゆる人権侵害の 解消に取り組む

- 女性のための総合相談
- 男性のための相談事業
- DV根絶のための意識啓発事業
- デートDV防止のための意識啓発事業
- DV被害者への相談・支援
- 青少年を取り巻く有害環境等への対応
- ひとり親家庭の経済的な自立への支援

2

次世代に向けて男女平等参画意識 を広く定着させる

- 男女平等参画に向けた意識啓発事業
- 男女平等参画についての情報提供
- 男女平等教材を活用した教育・学習の推進
- 男女平等参画についての教員等への研修

3

あらゆる分野における女性の活躍を 推進する

- 市職員の管理職等への女性の登用推進
- 市女性職員の能力開発・活用推進
- 女性の活躍推進企業認定・表彰制度
- 女性の活躍に向けた中小企業への啓発
- 女性の再就職支援
- 女性の起業支援
- 地域活動における男女平等参画の啓発

4

ワーク・ライフ・バランスを推進する

- 企業への両立支援に向けた啓発事業
- 子育て支援企業認定・表彰制度
- 多様な子育て支援事業
- 市役所における両立支援の推進
- 男性の家事・育児への参画支援

<計画の推進体制>

男女平等参画推進協議会による
全庁的な取組の推進

拠点施設の機能拡充
(男女平等参画推進センター)

男女平等参画推進会議
の体制強化

III 目標ごとの方針と事業

<基本計画の体系>

目標1 性別にかかわる人権侵害の解消	
方針	① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
	② 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援
	③ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重
	④ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
	⑤ 様々な困難（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等）を抱える人々への支援
	⑥ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進

目標2 男女平等参画推進のための意識変革	
方針	⑦ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発
	⑧ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進
	⑨ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
	⑩ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

目標3 方針決定過程への女性の参画	
方針	⑪ 市政における女性の方針決定過程への参画拡大・発信
	⑫ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進
	⑬ 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進

目標4 雇用等における男女平等	
方針	⑭ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発
	⑮ 女性の職業能力開発と就業支援
	⑯ 雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援

目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画	
方針	⑰ 男性の家事・育児・介護等への参画促進
	⑱ 地域活動における男女平等参画の促進
	⑲ 高齢期における男女の生活の自立
	⑳ 防災における男女平等参画の促進

目標1 性別にかかわる人権侵害の解消

性別にかかわりなく安心して豊かに暮らすためには、男女がともに抱えている、その性別ゆえの生きづらさを解消する必要があります。

なかでも、セクシュアル・ハラスメントやDVなどのあらゆる暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、依然として多く発生しています。また、マタニティ・ハラスメント等新たなハラスメントも課題となっており、これまで以上に差別や暴力を許さない社会づくりをすすめるとともに、被害者の自立に向けた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

さらに、男女が対等な関係を築いていくため、お互いの性に対する正しい理解と生涯を通じた健康支援をすすめるとともに、メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発に取り組んでいきます。

貧困や障害、同和問題等の困難を抱えた人々にとっては、それぞれの困難が性別ゆえの生きづらさと重なって、より困難な状況に置かれていることに配慮して一層の支援をすすめるとともに、ひとり親やセクシュアル・マイノリティなど、家族や性のかたちは多様なものとなってきているため、理解促進に取り組んでいきます。

こうした取組により、誰もが性別にかかわりなく人権が尊重される社会の実現をめざします。

【方針】

- ① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ② 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援
- ③ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重
- ④ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ⑤ 様々な困難（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等）を抱える人々への支援
- ⑥ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進

成果指標	現状値	目標値
DVを人権侵害と認識する人の割合	87.0% (27年度)	91% (32年度)
「デートDV ² 」という言葉の認知度	46.8% (26年度)	55% (31年度)

² デートDV：
婚姻関係にない交際相手との間に起こるさまざまな暴力

1-① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発

セクシュアル・ハラスメント等の性別に基づく人権侵害の解消に向け、男女の人権が尊重されるための啓発を男女平等参画推進センター等においてすすめます。また、職場や家庭、地域等で直面するさまざまな男女の悩みを受けとめる相談事業の充実に取り組みます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
1 男女の人権を 尊重するための 啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実をすすめます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 9回 人権啓発センター 1回 女性会館 3回 生涯学習センター 16館	継続	総務局 市民経済局 教育委員会
2 重点 女性のための 総合相談 (電話・面接・専門 相談等)	男女平等参画推進センターにおいて、女性のための総合相談を実施し、女性が直面する問題の解決に取り組むとともに課題の把握に努めます。	相談の実施 個別相談件数 3,631件	継続	総務局
3 重点 男性のための 相談事業	家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談や支援を実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。	相談の実施 相談件数 71件	拡充	総務局
4 セクシュアル・ ハラスメント等 の防止対策	市役所において、セクシュアル・ハラスメント内部相談員、外部相談員を引き続き設置するとともに、内部相談員をはじめ職員に対する研修を実施します。また、大学・企業等においてもセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた研修をすすめます。	研修の実施 職員 2回 企業 1回	継続	総務局

1-② 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援

DVについては、暴力を容認しない意識啓発や若年層に対するデートDV防止啓発を一層すすめていきます。また、被害者支援のための相談事業等については、DV被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、民間団体や関係機関との連携強化による切れ目のない支援をすすめます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局	
5 重点	DV根絶のための意識啓発事業	DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図るとともに、DV根絶に関する講座・セミナー、パープルリボンキャンペーンや児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。	啓発カードの配布 講座等の実施4回 パープルリボンキャンペーンの実施	拡充	総務局 子ども 青少年局
6 重点	デートDV防止のための意識啓発事業	デートDV防止啓発カードやハンドブックを配布するとともに、デートDV防止に関する講座・セミナー等を行います。 また、デートDV防止の出張講座などを学校において実施し、大学・高校などと連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育を進めます。	啓発リーフレットの配布 講座の実施1回 若年層向け講座3回 高校生向け講座4回	拡充	総務局 子ども 青少年局 教育委員会
7 重点	DV被害者等への相談・支援	配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所において、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、被害者を孤立させない、切れ目のない相談・支援を実施します。	相談の実施 DV相談延件数 9,220件 (配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)	拡充	子ども 青少年局

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局	
8	子どもを虐待から守るための支援	<p>虐待から子どもを守るため、児童相談所、社会福祉事務所をはじめとする行政機関や医療機関、学校など関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>また、相談体制を充実させるなど、児童虐待の発生予防から、虐待を受けた子どもの保護・自立支援まで切れ目ない支援体制を充実させます。</p> <p>さらに、「名古屋市児童を虐待から守る条例」に基づく広報・啓発等をすすめます。</p>	<p>なごやこどもサポート連絡協議会・区連絡会議の実施</p> <p>児童虐待相談対応件数 1,969件</p> <p>なごやっ子 SOS 相談件数 3,332件</p> <p>児童福祉司、児童心理司の増員</p> <p>児童虐待防止推進月間の5月、11月にイベント等を実施</p>	拡充	子ども青少年局
9 重点	女性のための総合相談 (女性の自立のためのグループプログラム等)	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談の相談者に対し、暴力被害からの精神的回復などを目的にした女性のためのサポートグループ事業の実施やセミナー等を開催します。	グループプログラム 23回	継続	総務局
10	支援者の育成	<p>相談支援業務に従事する職員に対する体系化した研修や公的機関・民間団体の支援者も対象とした研修を実施し、支援者のスキルアップ・組織対応能力の強化を図ります。</p> <p>また、被害者と直接関わる職員等の言動が被害者をさらに追い詰め、傷つけること（二次的被害）の防止のため、広く職務関係者に向けた研修を実施します。</p>	<p>研修の実施</p> <p>関係職員 24回</p> <p>職務関係者 2回</p>	拡充	総務局 子ども青少年局
11	庁内及び関係機関・民間団体との連携	「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」及び「ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」を活用して、庁内や関係機関・民間団体の取組が効果的に機能するよう、連携をすすめます。	会議開催 2回	継続	総務局 子ども青少年局

1-③ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ³）の尊重

男女がお互いの性を理解し、また、それぞれの健康を適切かつ主体的に自己管理するための情報提供や健康教育をすすめます。特に女性については、妊娠や出産のための身体的機能があることに留意し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるような取組を推進します。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局	
12	性と生殖に関する健康と権利についての学習・啓発	男女平等参画推進センターや女性会館などにおいて、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に関する学習、啓発をすすめます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 1回 女性会館 1回	継続	総務局 教育委員会
13	思春期における性の尊重についての啓発	「健康なごやプラン21(第2次)」の分野11「思春期の保健対策の強化と心身両面の健康づくり」における取組として、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識の普及や相談等を行う思春期セミナー等を実施するとともに、市内小中学校・高校等において保健学習等を通じた性教育を行います。	思春期セミナー等 267回 性教育の実施	継続	子ども青少年局 教育委員会
14	性感染症等への対策	エイズ対策啓発ポスター・リーフレットを作成・配布するとともに、エイズ講習会・研修会を実施します。	パンフレットによる啓発 講習会・研修会の実施	継続	健康福祉局

³ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：

リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
15	妊娠・出産等に関する健康支援	安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識・制度の普及啓発、相談、支援を実施します。	母子健康手帳の交付 22,144冊 両親学級（パパママ教室）274回 妊婦健康診査延べ受診者数 238,671人 なごや妊娠SOS 相談件数 147件	継続	子ども 青少年局
16	生涯にわたる健康教育	性差に応じたがんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施するほか、保健所、地域のコミュニティセンター、公民館等において生涯にわたる女性の健康づくりを支援する目的で乳がんの自己触診法等、各種健康教育を実施します。	検診受診者数 子宮がん 86,784人 乳がん 41,358人 乳がん自己触診法普及事業 121回	継続	健康福祉局

1-④ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発

メディアを通じた情報は、多くの人々へ影響を与えることから、男女平等参画の視点について、常に留意されなければなりません。とりわけ、インターネット上のコミュニケーションツールが広がっている現在のメディア社会においては、女性や子どもの人権を侵害する表現や情報が若年層に深刻な影響を及ぼしていることに留意し、利用にあたっての注意喚起や情報に対する理解や知識を深め、情報を主体的に読み解くことができるよう、一層の啓発や教育に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
17	青少年を取り巻く有害環境等への対応	出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス ⁴ ）等で青少年が危険にさらされないよう広く周知を図るとともに、メディアを利用したいじめに対する取組を行います。	懇談会等の実施 リーフレット等の配布	拡充	子ども 青少年局 教育委員会
18	メディア・リテラシー ⁵ 向上のための啓発	メディアを通じた情報を主体的に収集・判断し、適切に発信する能力の育成のための講座を開催するとともに、人権侵害の予防啓発を行います。	講座等の実施 人権啓発センター 1回 女性会館 2回 ウェブサイト等による予防啓発	継続	市民経済局 教育委員会
19	公的広報物ガイドラインの活用	男女平等参画の視点からのイラスト集を作成し、庁内向け市公式ウェブサイトを通じて提供するとともに、市広報担当者に向けて公的広報物ガイドライン研修を実施します。	研修の実施 職員 1回	継続	総務局
20	広報事業者への啓発	広報事業者へ性・暴力表現に対する自主的な取組を行うよう働きかけます。	実施	継続	総務局

⁴ ソーシャル・ネットワーキング・サービス：

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

⁵ メディア・リテラシー：

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

1-⑤ 様々な困難（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等）を抱える人々への支援

貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等、様々な困難を抱える人々は、それぞれの困難に加え、性別ゆえの生きづらさと重なって、さらに複合的に困難な状況に置かれています。これらの様々な困難を抱えた人々が、安心して暮らすことができるよう、また、貧困については次の世代に連鎖しないよう男女平等参画の視点に立った支援をすすめます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
21	経済的自立に向けた支援	男女平等参画推進センター等において就労支援セミナー等を実施します。また、生活保護受給者の早期の就労や自立及び生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう支援します。	継続	総務局 市民経済局 健康福祉局
22	ひとり親家庭の精神的自立への支援	ひとり親家庭であることによる精神的負担の軽減や精神的自立を促すため相談やセミナーなどの支援を行います。	継続	総務局 子ども青少年局
23 重点	ひとり親家庭の経済的自立への支援	ひとり親家庭の自立に向け、安定した経済基盤の確保のための就業支援や、生活上の負担の軽減をはじめ、「貧困の連鎖」を未然に防止するため総合的な支援を推進します。	拡充	子ども青少年局
24	障害のある男女への支援	必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援事業の充実など、障害のある方が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。	継続	総務局 健康福祉局 教育委員会
25	障害のある男女に配慮した施設の整備	すべての人が利用しやすいよう地下鉄駅をはじめ公共交通機関のバリアフリー化をすすめるとともに、障害のある方が周囲の人の理解や手助けが得られるよう広報・啓発を実施し、意識のバリアフリー化を推進します。	継続	健康福祉局 交通局

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
26	文化センター等の各種相談事業	文化センター等において、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、愛知県弁護士会や名古屋法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施します。 また、教育集会所において、生活相談や健康相談を実施します。	実施	継続 市民経済局 教育委員会
27	同和問題の解決に向けた取組への支援	人権問題の重要な課題としての同和問題の解決に向けた市民の自主的活動や取組への支援や意見交換を行います。	実施	継続 市民経済局
28	外国籍男女への支援	名古屋国際センターにおいて、無料法律相談を実施するなど、市政についての相談等に応じます。 また、外国人DV被害者への支援や外国籍児童の相談・保護等に必要の説明に対しての通訳派遣を行います。	外国人市政相談の実施 通訳派遣の実施	継続 市長室 子ども青少年局

1-⑥ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ⁶等）への理解促進

少子高齢化の進行やグローバル化等により、家族や性のかたちが多様なものとなってきています。一人ひとりの生き方の選択が社会への参画や活躍の障壁にならないために、多様な生き方が尊重されるよう偏見を取り除くための意識啓発にさまざまな機会を通じて取り組みます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
29	多様な生き方の理解促進に向けた意識啓発事業	講座等の実施 男女平等参画推進センター 5回 人権啓発センター 1回 女性会館 1回	継続	総務局 市民経済局 子ども青少年局

⁶ セクシュアル・マイノリティ：性的マイノリティ、性的少数派。性同一性障害者、同性愛者、両性愛者などが含まれる。

目標2 男女平等参画推進のための意識変革

男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野において主体的に参画していくため、固定的な性別役割分担意識の解消は継続して取り組んでいくことが必要です。また、基礎調査の結果では女性が職業を持つことについて、「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合が増えています。そのため、学校や地域、家庭や企業等、あらゆる場面においてさまざまな啓発活動を通じた市民全体の意識変革をめざす取組をすすめ、特に、次世代を担う子どもたちや教育関係者をはじめとしたおとなに対して、男女平等参画に向けた教育・学習のさらなる推進を図ります。

こうした取組により、男女平等参画について理解される社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑦ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発
- ⑧ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進
- ⑨ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
- ⑩ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

成果指標	現状値	目標値
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	58.4% (27年度)	100% (32年度)
イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）の年間来館者数	294,902人 (26年度)	330,000人 (32年度)

2-⑦ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、この問題について市民全体に関心をもってもらえるよう、男女平等参画推進センターや地域における効果的な意識啓発事業や情報提供を積極的にすすめるとともに、男女平等参画を推進する関係団体との連携・協働した取組や、交流及び情報発信に取り組めます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
30 重点	男女平等参画に向けた意識啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、区役所、生涯学習センターで開催する講演会、シンポジウム、セミナー、講座等を通じ、広く市民に男女平等参画を働きかけます。 また、男女平等参画について理解を深めるため、男女共同参画週間（6月23日～29日）を活用し、啓発イベント等を開催します。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 24回 女性会館 26回 生涯学習センター 8回 区における男女平等参画推進事業 16区	拡充	総務局 教育委員会 各区
31 重点	男女平等参画についての情報提供	市公式ウェブサイト始め、男女平等参画推進センターや女性会館、名古屋国際センターなどで情報提供を行います。また、男女平等参画に関する広報誌等を発行します。	イーブルなごやホームページアクセス数 66,862件 イーブルなごや図書資料室図書の貸出数 2,075冊	拡充	市長室 総務局 市民経済局 教育委員会
32	男女平等参画についての職員研修	新規採用者など各階層において男女平等参画をテーマとした研修を実施します。	研修の実施 新規採用者研修 528人 新任係長研修 176人 新任課長研修 114人 人権指導者養成研修 47人	継続	総務局
33	国際理解促進についての情報提供・啓発	国際的な男女平等参画の状況について理解を深めるための講座・セミナー等の開催により啓発を行います。	講座の実施 男女平等参画推進センター 1回	継続	総務局

2-⑧ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進

性別にかかわらず個性と能力を発揮できるようにするためには、幼児期からの学習や学校における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示すなど、学ぶ機会の提供に努めます。また、日常的に子ども達と多くの時間を過ごす教員等へも男女平等参画についての研修をすすめます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
34	男女平等参画の視点に立った人権教育の推進	教材等を活用して、男女の人権を尊重する教育を推進します。	実施	継続	教育委員会
35 重点	男女平等教材を活用した教育・学習の推進	男女の平等な生き方を考えるための資料として、幼児から若年層までの成長発達段階に応じた男女平等参画に関するハンドブックを配布・活用します。	小・中学生向け男女平等ハンドブックの配布 デートDVリーフレットの配布・活用	拡充	総務局 教育委員会
36	男女平等参画の視点に立ったキャリア教育等の推進	就職・進学などにおいて、性別にかかわらず一人ひとりの能力と個性が発揮できる進路選択ができるよう、中学生に対し職場体験学習活動を、高校生に対し就業体験学習活動等を実施し、職業意識の形成と進路指導を行うとともに、教科「家庭」の中で指導を行います。また、市立大学において男女平等に関する講義を行います。	中学校、高等学校における体験学習活動を100%の学校で実施	継続	総務局 教育委員会
37 重点	男女平等参画についての教員等への研修	教員に対する基本研修・経営研修において、「男女平等意識の醸成のための内容」に触れた講演等を実施します。また、保育士や放課後児童支援員等に対し、男女平等参画に関する研修を実施します。	教員研修の実施 基本研修 8回 経営研修 3回 保育士研修の実施 職員研修 3回	拡充	子ども青少年局 教育委員会
38	学校等における健康教育	学校等への男女平等参画出張講座の実施や、保健の学習や学級活動などを通じた性教育を行います。	講座等の実施 7回 性教育の実施	継続	総務局 教育委員会

2-⑩ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

男女平等参画を継続的に推進していくため、社会情勢や市民意識の変化を継続的かつ定期的に調査研究・情報収集し、課題の把握に努めます。また、名古屋市で行う各種の調査においても、プライバシー保護に配慮しながら、できる限り性別データを表示し、男女平等参画を考える上で有益となる情報の収集と提供に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
41	男女別の統計資料の作成	統計資料の一部として、男女別に集計し、市公式ウェブサイトなどで広く提供します。	実施	継続	総務局
42	調査・研究	男女平等参画意識等に関する調査を定期的実施するほか、市が実施する各種調査では男女別のデータにより男女格差などの実態把握に努めます。	男女平等参画に関する基礎調査の実施	継続	総務局 各局
43	男女平等参画白書の公表	さまざまな分野における男女平等参画の現状を把握し、市公式ウェブサイトなどで広く提供します。	作成・公表	継続	総務局

目標3 方針決定過程への女性の参画

男女共同参画社会の実現のためには、社会におけるさまざまな場面で男女が対等に参画し、男女とも声が反映される必要があります。また、男女を問わず、多様な人材の能力を活用し、多様な視点、新たな発想を取り入れることは、活力ある経済・社会の創造にもつながります。

しかしながら、各方面における方針決定過程における女性の参画が徐々に進んできてはいるものの、男女の対等な関係性の構築には至っていない状況です。地域や企業等、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けて社会の構成員の半分を占めている女性の意見が十分に反映されるよう、社会的に影響力の大きい市役所自らが率先して女性の登用や人材育成に取り組みます。

さらに、地域や企業等において方針決定過程の参画に向けた情報提供や学習機会を確保するとともに、女性が自らの意思で、積極的に参画することが可能となるよう支援していきます。

このような取組により、さまざまな場面での方針決定過程において女性が参画し、活躍できる社会の実現をめざします。

【方針】

- ① 市政における女性の方針決定過程への参画拡大・発信
- ② 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進
- ③ 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進

成果指標	現状値	目標値
市の審議会等への女性委員の登用率	35.5% (27年4月)	40%以上 60%以下 (32年度)
市職員の女性管理職員の割合（行政職）	7.3% (27年4月)	10% (32年4月)
市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	13.9% (27年4月)	15% (32年4月)

3-⑪ 市政における女性の方針決定過程への参画拡大・発信

名古屋市域におけるさまざまな場面での方針決定過程に女性の参画をすすめていくためには、名古屋市自らが率先して参画拡大に向けたさまざまな取組をすすめ、情報発信していくことが必要であり、この点から、市審議会等の女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行います。また、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供を図る等して、市職員や教員の女性管理職への登用を推進します。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
44	審議会等への女性委員の登用推進	審議会の新設及び委員改選の際に事前協議を行うことや女性委員の登用がすすまない審議会等に対して、個別に働きかけるなど、審議会等委員への女性の参画を促進し、市政における方針決定過程への女性の参画を拡大します。また、登用状況について市公式ウェブサイト等にて公表します。	登用推進 登用率 35.5% (平成 27 年 4 月)	継続	総務局 各局
45 重点	市職員の管理職等への女性の登用推進	女性職員の職域拡大などにより女性職員の管理職等への積極的な登用をすすめることで、市政における方針の決定過程へ女性の参画を拡大します。また、登用に向けた取組等について、市公式ウェブサイト等にて公表します。	登用推進 市職員の女性管理職員の割合（行政職） 7.3%（72人） (平成 27 年 4 月) 市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合 13.9%（105人） (平成 27 年 4 月) 行政職昇任選考受験率 女性 4.2% 男性 19.9%	拡充	総務局 人事委員会 教育委員会
46 重点	市女性職員の能力開発・活用推進	キャリアアップに関して気軽に相談できる体制の検討をすすめるとともに、キャリアアップ推進研修や、積極的な職務分担等を実施します。	キャリアアップ推進 研修 1 回	拡充	総務局

3-⑫ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進

地域におけるコミュニティ機能の低下が見られる中、地域活動の担い手を増やし、幅広い分野に男女平等参画の視点を取り入れることの必要性について理解促進を図ります。また、学習機会を広く提供することにより、地域活動における組織の中核となる方針決定過程への女性の参画促進をすすめます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局	
47	地域活動の委員における方針決定過程への女性の参画促進	地域で活動する区政協力委員、民生委員・児童委員、保健環境委員の各協議会等において「男女平等参画」に関する啓発資料を配布するなど、女性委員の方針決定過程への参画についての理解と周知を図ります。	実施	継続	市民経済局 健康福祉局
48	地域活動における女性リーダー育成のための学習機会の提供	地域活動の担い手を養成するため、団体・グループの女性のリーダーや指導者、指導者候補を対象に研修等を実施します。	女性団体リーダー研修 1回 360人	継続	教育委員会

3-⑬ 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進

女性の活躍を推進する気運が一層高まるなか、女性の方針決定過程への参画を自ら積極的にすすめる企業が中小企業にまで広げられるよう、啓発や支援に努めます。

また、次世代への影響力が大きい教育機関においては、男女平等参画の視点に立った自立や職業意識が醸成されるよう教育機関における方針決定過程に女性が参画することを促進します。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局	
49 重点	女性の活躍推進 企業認定・表彰制 度（ロールモデルの 発信）	女性がいきいきと活躍できるよう な取組をしている企業において、 ロールモデル ⁸ や職域拡大の先駆 者となっている女性を表彰しま す。また、表彰されたロールモデ ル等を発信することで、他の企業 の取組がすすむよう支援します。	従業員表彰 15人（累計）	拡充	総務局
50	女性管理職養 成・交流の支援	女性の方針決定過程で積極的に活 躍できるよう、女性管理職の養成 や、交流を支援します。	講演会 2回	拡充	総務局
51	市立大学や関係 団体における女 性の活躍促進	市立大学における女性教員比率向 上及び市の関係団体の女性職員登 用のためのポジティブ・アクショ ン ⁹ を促進します。	シンポジウム等の実 施	継続	総務局

⁸ ロールモデル：

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。

⁹ ポジティブ・アクション：

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

目標4 雇用等における男女平等

社会全体の女性の活躍に対する気運が上向いているなか、男女が働きやすい職場づくりに向けて女性の活躍に関する取組や長時間労働の削減などの働き方の見直しを、組織のトップや職場の上司が主体的にすすめていくことは、優れた人材の採用や従業員のモチベーションを上げることにもつながります。そのため、雇用等の場における男女平等参画の実現に向けて雇用主及び労働者が一体となって取り組むことができるよう啓発活動や情報提供を行います。

また、女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していけるよう、さらなる支援に取り組みます。

あわせて、育児や介護などのライフイベントに対応した柔軟な働き方が無理なく選択できるよう、子育て支援施策、介護支援施策の充実に取り組むことにより、男女がともに希望するバランスで働き続けることができる社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑭ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発
- ⑮ 女性の職業能力開発と就業支援
- ⑯ 雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援

成果指標	現状値	目標値
仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.4% (27年度)	39% (32年度)
女性の活躍推進に取り組んでいる企業数（累計）	56社 (26年度)	130社 (32年度)
子育て支援に取り組んでいる企業数 （子育て支援企業認定数）（累計）	136社 (26年度)	180社 (32年度)
市男性職員の育児休業取得率	4.3% (26年度)	10% (31年度)

4-⑭ 雇用主及び労働者（管理職・従業員等）への男女平等に向けた啓発

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、男女平等参画の取組が中小企業を含め幅広く促進されるよう啓発活動や情報提供に努めるとともに、女性の活躍推進企業の好事例を積極的に情報発信します。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
52 重点	女性の活躍推進企業認定・表彰制度（企業部門）	女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定・表彰することにより、企業（特に中小企業）における女性の活躍を支援します。	女性の活躍推進認定企業数 累計 56 社	拡充	総務局
53 重点	女性の活躍に向けた中小企業への啓発	女性の活躍推進企業の取組について広く情報発信を行い、他の市内企業（特に中小企業）への普及・啓発を図ります。また、ポジティブ・アクションを推進するための企業向けセミナー等を実施します。	セミナーの実施 年 1 回	拡充	総務局 市民経済局
54	雇用等に関する相談事業	労働条件や労働福祉など、あらゆる労働問題に関して、電話での相談のほか、面談やメール等による相談を実施します。	労働相談件数 474 件	継続	市民経済局
55	雇用等における男女平等に関する情報提供	労働に関する情報や男女が働きやすい職場環境づくりのための情報について、窓口や市公式ウェブサイトなどを通じ市民へ提供します。	「労働情報なごや」をウェブサイトに掲載 「労働者ガイドブック」の配布	継続	総務局 市民経済局

4-⑮ 女性の職業能力開発と就業支援

女性が自ら職業能力を高めるとともに、出産や子育てなどで就業を中断した女性の再就職を支援するため、職業能力開発の機会を設けることや、就業に向けた情報提供等を行います。また、起業等の多様な働き方を選択する女性や、自営業等に携わる女性に対する支援を行うとともに、そうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
56	女性の職業能力開発講座の充実	男女平等参画推進センター等において女性の職業能力開発のための講座の充実を図るとともに、企業の女性管理職による交流会を実施し、異業種間での交流を図ります。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 9回	拡充	総務局
57 重点	女性の再就職支援	女性の再就職の支援のために、資格取得や就職活動を支援するセミナーや働く動機付けとなるような研修を充実します。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 6回 なごやジョブサポートセンター 8回	拡充	総務局 市民経済局
58 重点	女性の起業支援	女性の起業を支援していくための講座やセミナーを開催するとともに、創業に関しての相談を実施します。	講座等の実施 3回 創業相談の実施	拡充	総務局 市民経済局
59	関係機関等との連携した就業支援	男女平等参画推進センター、なごやジョブサポートセンター等が連携し、女性が着実に就業できるようさまざまな支援を行います。	広報周知	新規	総務局 市民経済局
60	自営業等に従事する女性への支援	農業に従事する女性の経済的地位の向上や働きやすい環境づくりに向けた意識啓発を実施します。	愛知県農村生活アドバイザー認定者 現認定者 14人	継続	緑政土木局

4-⑯ 雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援

男女がともに安心して働き続けることができるよう、就業と子育てや介護との両立に関する情報提供を行うとともに、長時間労働の削減に向けた啓発等、企業等における両立支援の取組を促進します。また、保育所や介護施設等におけるサービスの質と量の確保に努めます。さらに、企業等の模範となるべく、市役所職員の両立支援に向けた取組をすすめます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
61 重点	企業への両立支援に向けた啓発事業	企業においてワーク・ライフ・バランスが推進されるよう啓発を行います。事業主や管理職等が、労働時間管理の手法等に関する研修会等を実施する場合には、社会保険労務士等を派遣したり、男女平等参画に関する講演会や研修等を実施する場合には、講師を派遣します。	企業への派遣 4社	拡充	総務局 市民経済局 子ども青少年局
62 重点	子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てにやさしいまちづくりをすすめるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、そのうち特に優れた活動を行う企業を表彰します。	子育て支援に取り組んでいる企業数 累計 136社	継続	子ども青少年局
63	保育所等利用待機児童対策	民間保育所等の整備や小規模保育事業所の設置など、さまざまな手法により利用枠を拡大するとともに、個々のニーズに即した、きめ細かな支援策を強化していきます。	3歳未満児の保育サービス提供割合 27.4%	継続	子ども青少年局
64 重点	多様な子育て支援事業	子育て支援を充実するため、保護者の多様な就労形態などに対応できるように、多様な子育て支援事業を実施します。	延長保育 287か所 夜間保育 4か所 休日保育 16か所 一時保育 42か所 病児・病後児デイケア 13か所 のびのび子育てサポート事業活動件数 24,468件	拡充	子ども青少年局

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
65	放課後児童健全育成事業の推進	留守家庭児童の健全育成を図るため、地域の留守家庭児童育成会に対する運営費助成等を実施します。また、全小中学校で実施している、教育事業であるトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業であるトワイライトルームを、地域の子育て家庭の状況などをふまえて実施します。	留守家庭児童健全育成事業の実施 トワイライトルームの実施	拡充	子ども 青少年局
66	介護基盤の整備	在宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、今後増加する高齢者ニーズを的確に把握し、計画に基づき施設・居住系サービスの整備を実施するとともに、事業者情報などの提供に努めます。	実施	継続	健康福祉 局
67	育児・介護休業者への支援	男女平等参画推進センター等において、職場復帰準備セミナー等の実施により、育児・介護休業者を支援します。	セミナー等の実施 男女平等参画推進 センター 3回	継続	総務局
68 重点	市役所における両立支援の推進	仕事と子育てを両立しやすい職場づくりに向けて、「職員子育て支援ハンドブック」の配布や、育児休業復帰者支援研修など両立支援のための事業をすすめます。	職員子育て支援プログラム の推進	継続	総務局 病院局

目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

男女平等参画に対する理念や意識は、雇用等の場のみならず、家庭や地域の場においても、生涯を通じて必要とされるものです。

女性の就労面での活躍推進が徐々にすすめられている一方で、男性の家庭や地域への参画は依然として進んでいない状況にあります。男性が家庭において家事、育児、介護等に積極的に関わっていくことができるよう意識啓発をすすめるとともに、市民生活の身近な場面である地域においても男女がともに支えあい活躍できるよう働きかけをしていきます。

また、高齢期においては地域から孤立しがちであるうえに、とりわけ高齢男性においては地域活動や家事への参画が進んでいないこと、高齢女性においては貧困率が高い傾向にあることから、男女それぞれの問題に対応できるよう支援していきます。

さらに、地域活動の一つである防災活動においても東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから男女平等参画の視点を踏まえ、災害に備えることが必要です。

このような取組により、家庭・地域生活においても、男女がともに自立し、その個性と能力が活かされている社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑰ 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- ⑱ 地域活動における男女平等参画の促進
- ⑲ 高齢期における男女の生活の自立
- ⑳ 防災における男女平等参画の促進

成果指標	現状値	目標値
平日1時間以上家事を行う有職男性の割合	26.5% (26年度)	40% (31年度)
地域活動の委員（区政協力委員・災害対策委員）の女性比率	14.7% (26年度)	17% (32年度)

5-⑰ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

共働き世帯が片働き世帯を上回り、今後も増加の傾向が見られる中で、女性の就業支援のためにも、男性が生涯を通じて家事、育児、介護等を一層担っていくことが必要となります。男性の家庭生活における参画を支援するための意識啓発や情報提供を行います。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
69 重点	男性の家事・育児への参画支援	男女平等参画推進センターや女性会館、子ども・子育て支援センター、保健所等において、男性の家事・育児への参画を促進するための講座、セミナー等を実施します。	拡充	総務局 子ども青少年局 教育委員会
70	男性の介護への参画支援	男女平等参画推進センターや介護実習・普及センター等において、介護についての知識や技術を習得する講座、研修等を実施し、男性の介護への参画を支援します。	継続	総務局 健康福祉局

5-⑱ 地域活動における男女平等参画の促進

男女平等参画の視点をふまえた活力ある地域づくりのため、男女がその性別役割に固定されることなく、それぞれの能力を発揮してさまざまな地域活動に参画することができるように働きかけます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
71 重点	地域活動における男女平等参画の啓発	実施	拡充	総務局 市民経済局 健康福祉局
72	地域活動における子育て支援事業への参画	のびのび子育てサポート事業活動件数 24,468件 地域における子育て支援拠点 (つどいの広場・地域子育て支援センター・児童館等) 103か所	拡充	子ども青少年局
73	NPO等との連携	男女平等参画推進センター 1回 「イーブルなごやフェスティバル」の実施	継続	総務局 市民経済局

5-⑱ 高齢期における男女の生活の自立

超高齢化社会に向けて、高齢男女の豊かな経験を活かした就業を支援するとともに、地域で活躍できるよう、社会参画の支援・相談に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
74	高齢男女の就業支援	高齢者が豊かな知識や経験を生かして、就業できるよう、シルバー人材センターにおいて臨時的・短期的な仕事の紹介を行うとともに、高齢者就業支援センターにおいて就業に関する情報提供や技能講習を開催します。	シルバー人材センター 一会員数 8,180人	継続	総務局 健康福祉局
75	高齢男女の社会参画支援	高齢期の男女の地域活動への参加を支援するために、老人クラブ活動を促進するほか、福社会館や鯉城学園の運営をすすめます。	老人クラブ会員数 78,323人 鯉城学園定員 1,328人 福社会館利用者数 女性 435,309人 男性 349,591人	継続	健康福祉局
76	高齢者に対する相談事業	高齢者が安心して暮らせるように、いきいき支援センターや高齢者虐待相談センター等において、さまざまな相談事業を実施します。	高齢者虐待相談支援事業の実施	継続	健康福祉局

5-⑳ 防災における男女平等参画の促進

東日本大震災の教訓等から、防災分野においても男女平等参画の視点に立った対応が課題となっています。災害発生時の避難所運営等における女性や子育て家庭へのニーズに対する配慮や、意思決定の場に女性が参画できるよう、平常時から防災対策についての広報啓発や地域防災力の向上などに取り組めます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
77	防災対策についての広報啓発	男女平等参画推進センター等で開催する講座、セミナーを通じ、広範な市民に男女平等参画の視点を持った防災対策を働きかけます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 1講座 区における男女平等参画推進事業 16区	継続	総務局 各区
78	地域防災力の向上	児童生徒や教員に対し、男女平等参画の視点に立った防災教育を実施するとともに、地域における助け合いの仕組みづくり等を推進し、地域防災力を高めます。	助け合いの仕組みづくり実施 防災教育の実施 消防団員の入団促進 自主防災組織の結成促進および活動支援	継続	防災危機管理局 教育委員会 消防局
79	性別に配慮した避難所運営	性別に配慮した避難所を運営するため、改正した避難所運営マニュアルに基づき、市民参加型の訓練を実施するとともに、性別に配慮した災害救助物資を備蓄します。	避難所開設・運営訓練の実施 生理用品等の備蓄	継続	防災危機管理局 健康福祉局
80	防災における相談支援	災害時の避難所での、悩みや暴力に関する相談体制づくりを検討するとともに、平常時からの広報や近隣の男女共同参画センターとの連携等をすすめます。	被災地への相談員派遣	新規	総務局

名古屋市男女平等参画基本計画 2020（案）

平成 27 年 12 月

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市総務局総合調整部男女平等参画推進室

電 話 (052) 972-2234

F A X (052) 972-4112

電子メール a2233@somu.city.nagoya.lg.jp